

企業活動における国際人権基準の実施: 日本、韓国、インド

はじめに: 2015 年度の活動

OGC 研究

①GCRC Quarterly 第1号の発行(2015年9月)

②分担執筆「第10章企業」(庄司真理子・宮脇昇・玉井雅隆(編著))『改訂版 新グローバル公共政策』(晃洋書房、2016年3月刊行予定)

○ビジネスと人権に関する研究

③「人間の基本的ニーズの保障と企業活動—人権条約上の国家の義務と企業の責任」『国際人権』第26号 44-48頁(2015年)

④「企業活動に対する受入国の人権条約上の保護義務の展開: 子どもの権利条約からの考察」『法学論集』第76号(2016年3月刊行予定)

○女性のエンパワメント原則(WEPs)研究

○人権 CSR 研究

⑤ガイドブック: 菅原絵美・小森恵『インドでビジネスをするための人権ガイド』(IMADR、2015)

1. ビジネスと人権をめぐる動き

○第4回ビジネスと人権フォーラム(2015年11月16-18日、国連人権理事会)

130カ国から2300名(NGO36%、企業22%、政府12%、アカデミア15%、国内人権機関3%、労働組合1%)

“Tracking progress and ensuring coherence” (進捗を検証し、(政策の)一貫性を確保する)

⇒6つの分野に焦点

①指導原則の履行におけるパフォーマンスと進捗を検証する

②グローバル・ガバナンス(貿易、投資、および持続可能な開発)における政策の一貫性

③国内レベルにおける政策と運用の一貫性(国内行動計画(NAP)を含む)

NAP 策定国: 英(2013年9月)、蘭(2013年12月)、伊(2014年3月)、デンマーク(2014年4月)、
スペイン(2014年夏)、フィンランド(2014年10月)、ルーマニア(2015年2月)、スウェーデン(2015年8月)、ノルウェー(2015年10月)、コロンビア(2015年12月)

NAP 策定過程: 19カ国(例: ベルギー、チリ、アルゼンチン、ドイツ、マレーシア、ミャンマーなど)

④企業の人権尊重の現状

⑤リスク・グループ(人権活動家(Human rights defenders)など)

⑥実効的な救済へのアクセス

2. 企業の人権を尊重する責任と促進する役割

国際的な人権保障における企業の重層的な位置: 規制の対象、パートナー、公共政策の担い手

(1)「規制の対象」としての企業: 企業の人権を尊重する責任

保険や医療、教育分野の民営化、児童労働や人身売買などインフォーマル経済、さらにサプライチェーンにおける環境汚染や紛争への加担など、企業活動におけるこれらの問題は、本来は国家によって規制されるべき国内問題であったが、今や国連をはじめとする国際社会で取り上げられ問題となり、国連 GC10 原則(2000年)や指導原則(2011年)などの規範が策定された。なお、2014年国連人権理事会において、ビジネスと人権に関する法的拘束力ある文書を起草するための政府間作業部会を設置する決議が採択されており、企業に対する規制を求める動きが続いている。

(2)「パートナー」としての企業:企業の人権を促進する役割

グローバル化した世界において深刻化する諸課題に対処するため、国連は、その機能強化の必要性から、非国家行為体とのパートナーシップを導入。国連と企業のパートナーシップの先駆けとして、その発展を担ってきたのが国連 GC である。国連総会決議「グローバル・パートナーシップに向けて」は 2000 年以來 2 年毎に更新され、国際社会の意思を表明してきた。

企業の「規制の対象」の側面に対する懸念(「ブルーウォッシュ」など)から、「国連とビジネスセクターとの協力に向けた原則基盤型アプローチに関するガイドライン」を策定し、パートナーとなる企業に対し、国連 GC10 原則および指導原則を遵守することなどを求めている。

(3)「公共政策の担い手」としての企業:企業の人権を促進する役割

国連 GC の発足、そして MDGs やリオ+20 会議での企業の活躍を受けて、2015 年 9 月 25-27 日の国連持続可能な開発サミットで採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」では企業の主体的な役割が強調。グローバル・リポーティング・イニシアチブ(GRI)、国連 GC、WBCSD が共同開発した「SDG コンパス:SDGs に向けて企業が取り組むためのガイド」は、SDGs が MDGs と異なり、すべてのビジネスに対し、その創造力とイノベーションを活用して、持続可能な開発のための問題を解決するよう求めているとする。なお、企業が公共政策の担い手となる前提として企業の人権尊重責任を置く。

3. 国家の人権保護義務:本国と受入国

(1)受入国の人権保護義務:子どもの権利条約における国家の「結果の義務」と「行為の義務」

子どもの権利委員会は、2003 年の一般的意見 5「条約履行の一般的措置」において民営化に対する懸念から非国家行為体に対して初めて国際的な関心を示し、2009 年以降のボリビア・モザンビークの政府報告審査最終所見における「子どもの権利およびビジネス部門」の項目設置を経て、2013 年の一般的意見 16「子どもの権利に関するビジネス部門の影響に関する国家の義務」(企業のグローバル事業展開への懸念から企業の責任)を採択。「結果の義務」として、人権の実効的保障という結果が重視される一方で、何を以て「適切」とするのかの手段については締約国の裁量の余地が認められてきており、条約実施機関は締約国の保護義務の違反を認定する際に難しさが生じていた。この処方箋のひとつとして、人権条約実施機関は保護義務を「行為の義務(特定の行為形態の採用を求める行為の義務)」としての解釈を加えることで解決を試みてきた。

(2)本国の人権保護義務:社会権規約における国家の域外的保護義務

人権条約を通じて、受入国に義務を課し、本国に国際協力の義務を課すことで、企業活動における人権保障に限界が生じていた。特に国際協力の義務では、その内容が非常に多岐にわたるものであること、また先進国が国際協力・援助の義務付けに消極的な態度を示してきたことが背景にある。この問題に対する対応として、社会権規約委員会は一般的意見 14(2000 年)や一般的意見 15(2002 年)など早期から本国に自国領域外にある個人の権利を保護する義務(域外的保護義務)を認めてきた。しかし、域外的保護義務を、国際協力の義務から導いてきたため、個別国家に対する違反認定には消極的であった。2011 年の指導原則承認以降、社会権規約委員会は管轄(jurisdiction)の解釈によるアプローチに足並みを揃えてきた。2011 年第 46 会期の「企業と社会権に関する締約国政府の義務に関するステイメント」で管轄の解釈によるアプローチをとっていることを明示し、同年に行われたドイツ政府報告審査において、域外的保護義務違反を認め、勧告をおこなった。